

## 観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市への移住・定住及び就職の促進による地域の活性化を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から観音寺市へ移住する学生に対し、香川県内の企業等への就職活動等に要する経費（以下「交通費」という。）及び移住に要する経費（以下「移転費」という。）の一部について、観音寺市地方就職学生支援事業補助金（以下「地方就職補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、地方就職学生支援事業とは、国の新たな地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））を活用して移住する学生を支援するための補助事業という。

### (地方就職補助金対象者)

第3条 地方就職補助金の交付を受けることができる者（以下「地方就職補助金対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件を満たす者とする。

2 前項の移住等に関する要件とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある大学で、かつ、東京圏で条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する条件不利地域を有する市町村のうち、平成22年から令和2年までの人口減少が10パーセント以上の市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業又は修了していること。ただし、交通費については、在学中で卒業見込みの場合も対象とする。

イ 大学等の卒業又は修了年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 観音寺市に移住していること。ただし、交通費については、勤務地が香川県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

イ 地方就職補助金の申請時において、大学等の卒業又は修了から1年以内かつ就業開始から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ 地方就職補助金の申請日から起算して5年以上、観音寺市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第3項の要件を満たす企業等に就職し、観音寺市に移住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからエまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本国籍を有する者であること又は日本国籍を有しない者にあつては出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 地方就職補助金対象者を含む全ての世帯員が、観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱（平成31年観音寺市告示第47号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。

エ その他市長が地方就職補助金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の就業に関する要件とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 就業先に関する要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 勤務地が香川県内に所在する企業等に、第2項第1号の要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。

イ 勤務地が香川県内に所在していること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に

定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業を営む者でないこと。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

オ 就業先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

（２） 就業条件等に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 香川県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、香川県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（地方就職補助金対象経費）

第4条 地方就職補助金の対象となる経費（以下「地方就職補助金対象経費」という。）

は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１） 交通費 地方就職補助金対象者が、前条第3項の要件を満たす企業等に就職するための採用選考に要した往復交通費（経済的かつ合理的な方法により旅行した場合に限る。）のうち、実際に要した1回分の経費の2分の1の金額と市長が別に定める金額のいずれか低い額とする。ただし、地方就職補助金対象者が、宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行等を利用した場合は、合計額から一夜につき別表に掲げる費用を差し引いた金額を往復交通費とみなす（宿泊料等と往復交通費の内訳が明確に分かる場合を除く。）。

（２） 移転費 観音寺市に移転する際に要した費用のうち、最低限の実費であることを証明できる場合にあっては引越業者又は運送業者へ支払う最低限の実費の金額とする。ただし、最低限の実費が証明できない場合にあっては、市長が別に定める金額を上限とする。

（交付申請）

第5条 地方就職補助金対象者が地方就職補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市地方就職学生支援事業補助金（交通費・移転費）交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提

出しなければならない。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したものの写し又はこれらに準ずる書類で市長が適当と認めるもの
- (2) 地方就職支援金対象者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- (3) 地方就職補助金の振込先が分かる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 交付申請書に記載した交通費及び移転費が分かる領収書
- (5) 大学等の卒業又は修了証明書（在学中に申請する場合は不要）
- (6) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）
- (7) 就業証明書（様式第2号）
- (8) 在学証明書（在学中に交通費を申請する場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
（交付決定）

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、地方就職補助金を交付することを認めたときは、観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により地方就職支援金対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際して必要な条件を付することができる。

（地方就職補助金の請求）

第7条 地方就職補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該地方就職補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（地方就職補助金の交付）

第8条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、交付決定者に対し地方就職補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、前条の規定により地方就職補助金の交付を受けた者（以下「地方就職補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、地方就職補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、内定又は就業企業の

倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請であること又は居住、就業の実態がないこと等が明らかになった場合

(2) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(3) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に観音寺市に転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

(4) 就業開始から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3月以内に第3条第3項の要件を満たす別の企業等に就職する場合を除く。）

(5) 観音寺市への転入日（住民票の異動がない者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から5年以内に観音寺市から転出した場合

2 市長は、前項及び第5項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により地方就職補助金受給者に通知するものとする。

3 地方就職補助金受給者は、観音寺市が居住確認のための立ち入り調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 地方就職補助金受給者は、地方就職補助金の申請日の次年度から5年間、3月1日から3月31日までに現況届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、地方就職補助金受給者から前項の現況届の提出がない場合、第3項に規定する立ち入り調査等を拒否した場合等で地方就職補助金受給者の居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第10条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により 地方就職補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 返還金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 交付を受けた地方就職補助金の全額

- (2) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 交付を受けた地方就職補助金の全額
- (3) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に観音寺市へ転入しなかった場合（申請時に既に観音寺市に住民票がある場合を除く。） 交付を受けた地方就職補助金の全額
- (4) 就業開始日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3月以内に第3条第3項の要件を満たす別の企業等に就職する場合を除く。） 交付を受けた地方就職補助金の全額
- (5) 観音寺市への転入日（住民票の異動がない者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満で観音寺市から転出した場合 交付を受けた地方就職補助金の全額
- (6) 観音寺市への転入日（住民票の異動がない者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に観音寺市から転出した場合 交付を受けた地方就職補助金の半額

（個人情報の保護）

第11条 観音寺市は、観音寺市地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき適正に管理するものとする。

2 観音寺市は、他の地方公共団体等で実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、実施状況の報告等のため、当該地方公共団体等に個人情報の提供及び確認をすることができるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。

別表（第 4 条関係）

宿泊料等

| 宿泊料      | 食事料（夕食代） | 食事料（朝食代） |
|----------|----------|----------|
| 15,000 円 | 1,600 円  | 800 円    |